

1. 危険物の決定

運送したい物質の情報を調べる。

物質の基本的な情報

- ① 名称
- ② 物質の性状（液体、固体（粉体、粒体、塊体）等）
- ③ 物質の物性（比重、引火点、55°Cにおける蒸気圧）
- ④ 質量

運送経路を確認する。

考えられる運送経路

- ① 国内の運送（道路、鉄道、船舶、航空）
- ② 輸出国の運送（道路、鉄道、船舶、航空）
- ③ 輸出経由地の運送（道路、鉄道、船舶、航空）

輸送経路毎に
危険物に関する規則から、危険物に該当するかを判定する。

危険物の規則

- ① 国内の陸送
消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法など
- ② 国内の船舶
危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶による危険物の運送基準を定める告示
- ③ 国内の航空
航空法、航空法施行規則
- ④ 輸出国の運送
IMDGコード、ICAO危険物運送指針、IATA危険物規則書、ADR、RID、輸出国の国内法

危険物の判定試験

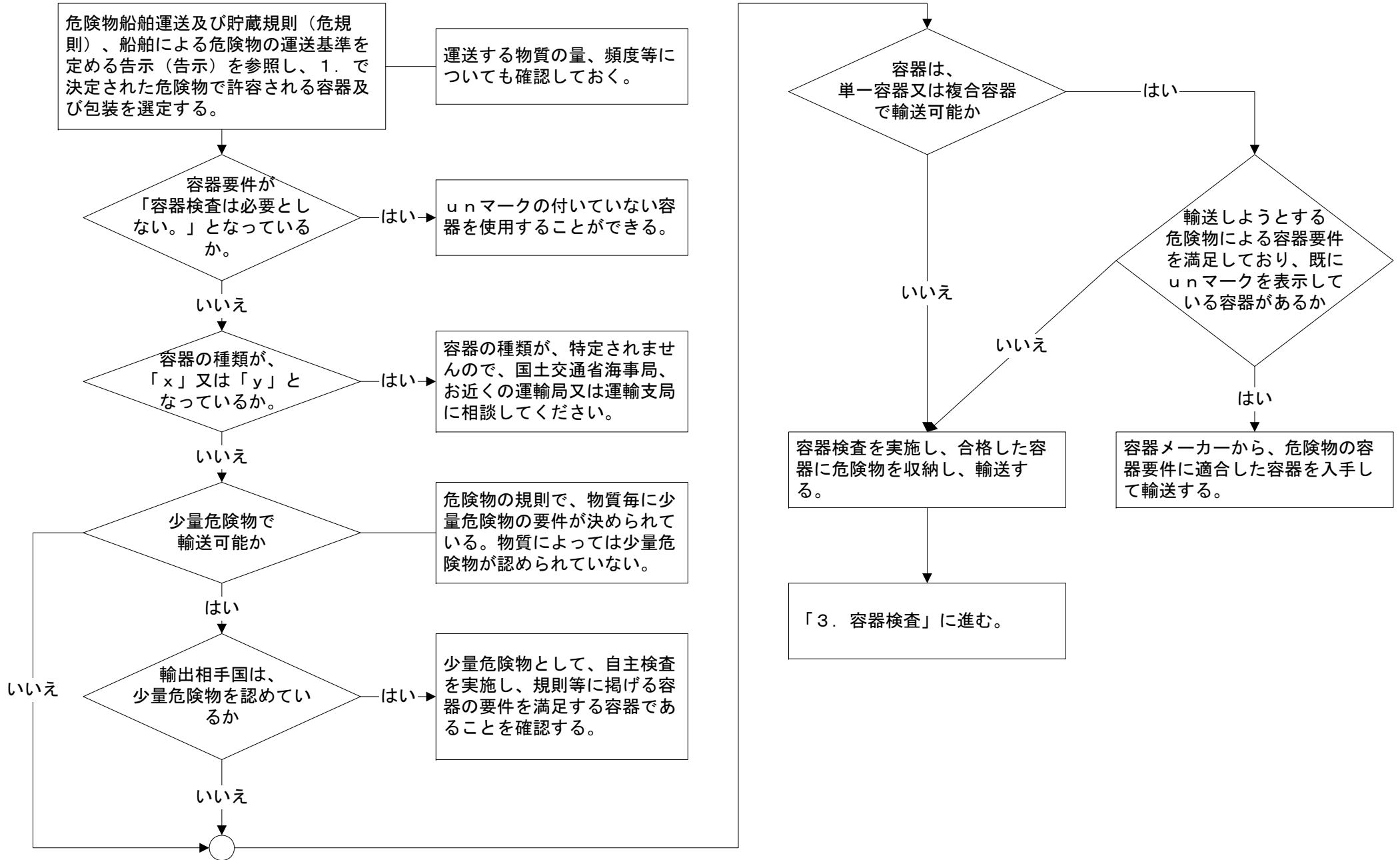
試験：(社)日本海事検定協会 理化学分析センター
試験基準：
「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」
(国土交通省海事局編纂、(社)日本海事検定協会刊行)

危険物に該当しない場合：
unマークの表示していない容器で運送する。

危険物に該当する場合：
unマークを表示している容器で運送しなければならない。

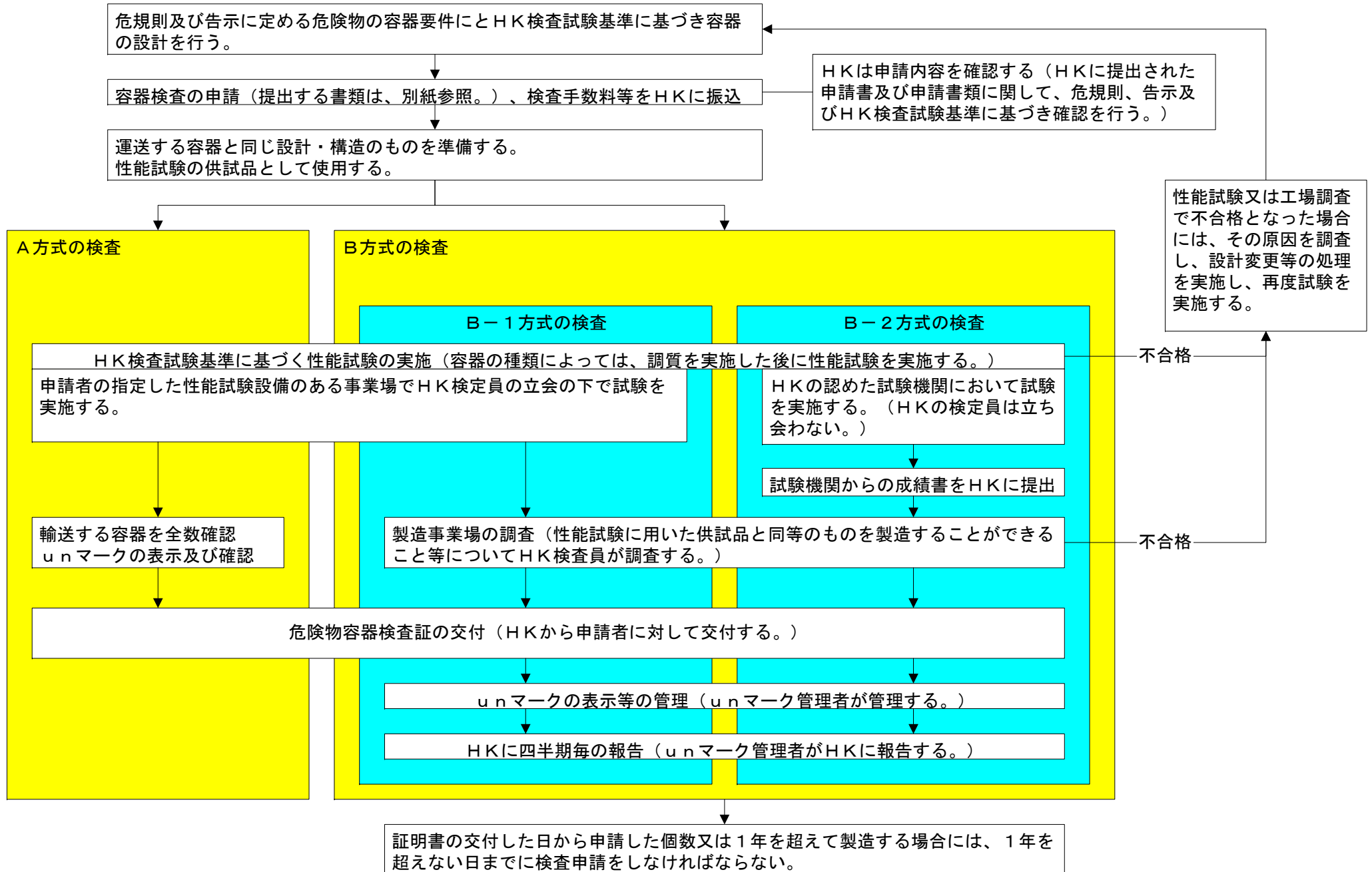
「2. 容器の選定」に進む。

2. 容器の選定



3. 容器検査

(1) 小型容器、IBC容器（フレキシブルIBC容器、木製IBC容器及びファイバ板IBC容器に限る。）、大型容器



- (2) IBC容器（金属製IBC容器、硬質プラスチック製IBC容器及びプラスチック内容器付き複合IBC容器に限る。）、ポータブルタンク、高圧容器
この項目の容器は、プロトタイプの容器を使用してHKの設計型式試験を取得し、2号機目以降の容器は、危険物を収納して運送する前に検査を受けなければなりません。



(3) 定期検査及び中間検査

(IBC容器(金属製IBC容器、硬質プラスチック製IBC容器及びプラスチック内容器付き複合IBC容器に限る。)、ポータブルタンク、高圧容器)

定期検査とは、初回検査に合格した日から5年目の有効期限日以内に行う検査という。

中間検査とは、初回検査に合格した日から2.5年目の有効期限日以内に行う検査という。

